「生活ゾーン」での進入車
"交通事故ゼロ"
を実現しよう！

我が国には、8000万台近い車が、日夜ひしめき合って走っています。それらの車は「生活ゾーン」といわれる商業や文教地区、そして住宅地の中の道路にも進入して来ます。無法な運転者によって、近道や、渋滞を避けるための抜け道として利用されているからです。

「生活ゾーン」は、歩行者が中心であるべき地域であるにもかかわらず、住民の生活は乱され、身の危険にさらされています。交通事故も多発しており、痛ましい重大事故も後を絶ちません。その犠牲者には、歩くことしか出来ない高齢者や子供が多く、いわゆる交通弱者の命が脅かされています。

「生活ゾーン」の安全がなぜ脅かされるのか、その原因は、生活道路に対する規制と取り締まりが不十分だからです。幹線道路と呼ばれる広くて真っ直ぐな道路に、40Kmや50Kmという制限速度が定められている所があります。ところが狭い生活道路が無指定となっている場合が多く、そこは法定の60Kmで走ることが許されているのです。

「生活ゾーン」での制限速度は、一律に30Km、もしくはそれ以下にするなど、規制強化が必要です。また、時間進入禁止の措置がなされているスクールゾーンや商店街などでは、不法に進入して来る車に対し、警察は厳しい取り締まりを行うとともに、大幅な罰則強化が望まれます。
こうした規制や取り締まりと同時に、安全な生活ゾーンを確保するため、インフラの整備も大切です。立体型歩道の拡充に努め、歩車分離式信号を普及したり、ハンプやクランクの設営など、人に優しい道路構造の改革にも積極的に取り組んでください。

安全な生活ゾーンの確保は、日本が文明社会といわれるための必須条件です。全国交通事故遺族の会は、安全を願う市民と一体となって、国会や行政に対して法の整備やインフラ整備を求めていきます。

- 生活ゾーンエリアの早期法的認定と、道路表示などの整備
- 生活道路は制限速度の30Km以下に抑制、隣接する幹線道路の安全確保
- 通学路など進入規制エリアでの、取り締まり強 化と厳罰化
- 立体型歩道やガードレールなど、歩行者保護策の整備
- ハンプ・クランクなど、スピード抑制装置や、歩車分離式信号の普及
- 車のメーカーは、対歩行者用の衝突安全装置の開発を急げ
- 事故抑止効果がある、ドライブレコ ーダーの全車標準搭載

全国交通事故遺族の会

会長　井手　渉

東京都中央区日本橋中洲 5-1-703　Tel / Fax 03-3664-1065　URL=http://www.kik-izoku.com/